

令和 元年 6 月 20 日現在

機関番号：23901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03279

研究課題名(和文) 国有企業を基軸とする中国の権威主義体制と国家資本主義の政治学的実証研究

研究課題名(英文) Research on Chinese Authoritarian Regime and its State Capitalism

研究代表者

鈴木 隆 (Suzuki, Takashi)

愛知県立大学・外国語学部・准教授

研究者番号：50446605

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：中国の権威主義体制では、中国共産党とその支配下にある国有企業が、政治と経済の両面で、大きな影響力を持っている。国の安全保障や公共インフラにかかわる重要産業、ハイテク基幹産業などの分野で、共産党は、管轄下にある大型国有企業を通じて国策を追求している。今日、習近平政権は、国有企業の反腐敗、規模の拡大を主な手段とする大型国有企業の国際競争力の強化などに努めている。こうした改革の方向性、及び、国有企業に対する共産党の統制の基本は、1990年代末に形作られたもので、習近平指導部もこれを踏襲している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

21世紀の国際社会において、中華人民共和国(以下、中国)の存在感は、ますます大きくなっている。中国は、世界第二位の経済力を持ちながら、非民主主義体制を強固に維持している。近年では、米国との覇権争いも演じるようになった。このような中国の政治と経済の特殊性、及び、米中対立の要因を考える際の1つの焦点は、中国共産党とその支配下にある国有企業の存在である。本研究は、これら問題を構造的に理解するための手がかりを与える。

研究成果の概要(英文)：In China's authoritarian regime, Chinese Communist Party (CCP) and the state-owned companies (SOCs) under its control have great power on politics and economy of the country. CCP has been pursuing its political goals and national interests by directing the SOCs which have exercised their influence on Chinese major industries such as the relating national security, energy, infrastructure and high technology. Since his inauguration of CCP General Secretary in 2012, Xi Jinping has eagerly tackled with anti-corruption campaign in the SOCs and the authority has tried to increase their international competitiveness by the expansion in scale. The basic scheme for the SOCs reform established in the end of 1990s and Xi administration has maintained this outline until the present, which represents the fundamental limitation of China's political and institutional development under the leadership of the conservative.

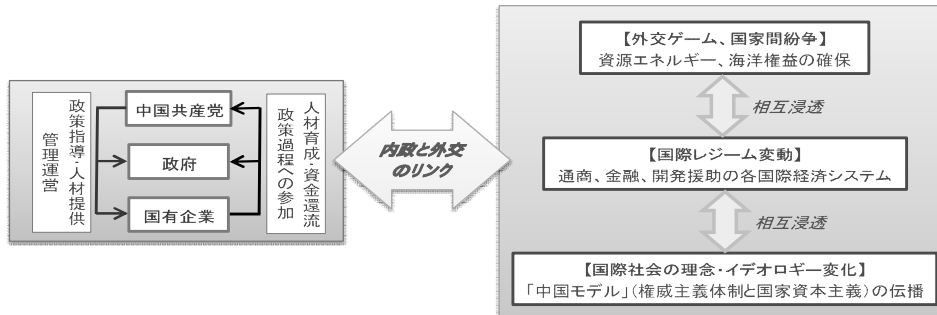
研究分野：政治学

キーワード：中国政治

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

よく知られるように、今日、中国では、中国共産党を支配政党とする、非民主主義の強固な政治的支配が確立している。これは、政治体制論では、権威主義体制に分類される。他方で、経済分野に眼を向けると、米国に次ぐ世界第二位の経済規模にまで発展した今日でも、中国国内には10万社以上の国有企業が存在し、経済のみならず、政治や社会、ときには外交・安全保障の面でも、大きな役割を果たしている。下記の図は、主に2000年代以降の中国の内政と外交の関係性、および、そこでの共産党、政府、国有企業の指導・被指導関係を、概念的に示したものである。



また、本研究に関連した主な先行業績としては、以下のものなどがある。

- (1)加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫『21世紀の中国 経済編 国家資本主義の光と影』朝日新聞出版、2013年
- (2)渡辺紫乃「中国の三大国有石油会社の実態と習近平政権下の状況」、公益財団法人 日本国際問題研究所編『国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係 中国の国内情勢と対外政策』日本国際問題研究所、2016年3月
- (3)田村暁彦「中国の経済体制改革と反腐敗：特に国有企業を中心とした両者の関係性の考察」『東亜』一般財団法人 霞山会、第577号、2015年7月
- (4)Kjeld Erik Brødsgaard, "Politics and Business Group Formation in China: The Party in Control?," *The China Quarterly*, volume 211 (2012)
- (5)Andrew Mertha, "Fragmented Authoritarianism 2.0: Political Pluralization in the Policy Process," *The China Quarterly*, volume 200 (2009)
- (6)Erica Downs, "Business Interest Groups in Chinese Politics: The Case of the Oil Companies," in Cheng Li ed., *China's Changing Political Landscape*, The Brookings Institution (2008)
- (7)Tak-Wing Ngo et al. eds., *Rent Seeking in China*, Routledge (2009).
- (8)Barry Naughton, "SASAC and Rising Corporate Power in China," *China Leadership Monitor*, no. 24 (2008)

2. 研究の目的

本研究の目的は、上記1.の政治社会的現実と研究状況に鑑み、中国共産党とその統制下にある中国の国有企業に着目して、中国の権威主義体制の支配の特質、および、現在の中国指導部の統治のありかた、指導者のリーダーシップ・スタイル、政治認識の特徴、中国の国有企業を主なアクターとする巨大経済圏プロジェクト「一帯一路」の関係国における評価などを、実証的に分析することにある。

3. 研究の方法

文献資料の収集・分析、および、中国や台湾、ロシアなどでのヒアリング調査を併用する。

4. 研究成果

(1)総論

上述のとおり、中国の権威主義体制では、中国共産党とその支配下にある国有企業が、政治と経済の両面で、大きな影響力を持っている。国の安全保障や公共インフラにかかわる重要産業、ハイテク基幹産業などの分野で、共産党は、管轄下にある大型国有企業（中央政府が管理する企業は「央企」と通称される）を通じて国策を追求している。現在の習近平指導部は、国有企業の反腐敗、規模の拡大を主な手段とする大型国有企業の国際競争力の強化などに努めている。こうした改革の方向性、および、国有企業に対する共産党の統制の基本は、1990年代末に形作られたもので、習近平指導部もこれを踏襲している。

1992年の中国共産党第14回全国代表大会以来、共産党は、みずからの経済システムを「社会主義市場経済」と称し、市場化改革と対外開放を大胆に推進してきた。これ以降、2008年のリーマン・ショックに端を発する世界金融危機をはじめ、いくつかの紆余曲折を経ながらも、中国は急速な成長を実現した。2010年には日本を抜き、国内総生産（GDP）で世界第2位の経済大国へと躍進を果たした。だが、他の先進国と比較した場合、国有経済の比重が大きく、政府の経済介入の度合いが高い点は、中国経済の一大特徴である。これらの企業は、インフラ、

エネルギー、金融、機械、鉄鋼、交通、化学、情報通信、航空宇宙等の基幹産業において、圧倒的な存在感を誇っている。それはまた、国有企業の政治・社会的影響力の大きさも物語っている。

興味深いことに、自国の政治と経済に対する国有企業の業績評価と、それに基づく国有企業改革の動きについては、1990年代以来、およそ10年ごとに揺り戻しがあった。天安門事件で頓挫した1980年代の改革潮流を復活させるべく、1990年代初めには国有企業の非効率で硬直的な経営が批判され、改革が進んだ。これに対して2000年代は、利益集団化した国有企業の抵抗により、民営化は停滞し、国有経済が重視されるようになった。上述の金融危機克服のカギとして、共産党は、「党＝国家体制 (party-state system)」と「国家資本主義 (state-capitalism)」の2つを、政治と経済の核とする「中国モデル」の優越性を大いに称揚した。その後、2010年代に習近平政権が登場すると、国有企業は腐敗の温床として断罪される一方、市場化のさらなる深化の呼びかけのもと、国有企業改革の機運が、一時的に高まった。だが、2015年頃を時期的境として、そうした改革の機運は、ふたたび影を潜めてしまった。

2012年に発足した習近平政権は、国内統治の安定を目指して、いくつかの主要な政策領域におけるガバナンス改革に着手し、これを推進している。例えば、財政、社会管理、戸籍・社会保障、司法、環境保護などであり、国有企業改革もその1つに含まれる。習近平氏は、自身への個人集権と、国家機関に対する党権力の優位性の強化を通じて、中国の統治システムの改善に取り組んでいる。

各改革分野のうち、改革の成果が上がっているのは、司法制度と軍隊機構の改革である。これらは、《党》と《国家》の厳格な官僚機構を対象とする改革であり、とりわけ、司法と軍は、「官僚の中の官僚」といってよい。集権化は、上意下達の指揮命令が最も通用するこれらの方面で、大きな効果を発揮している。

しかし、これらに比べて、税財政、社会保障、戸籍制度など、社会経済分野での改革のペースは総じて遅い。その理由は、こうした《社会》を相手にする改革では、《党》と《国家》の官僚機構のような指揮命令が必ずしも十分に通用せず、対話を通じた合意形成が必要だからである。国民との対話を通じ、政治に対する社会の信頼と当事者意識を高め、社会の創造的なエネルギーを結集することが必要である。とくに、国有企業に関しては、当初、一部に期待されたような民営化を含む市場メカニズムに基づく大胆な改革の志向は薄れ、むしろ、国有企業同士の合併を通じた、経営規模の拡大、国内市場の寡占化、国際競争力の強化などが推進されている。今日の中国政治において、国有企業は、地方政府や軍とともに、強力な利益集団に成長しており、改革の帰趨は依然として不透明である。

(2) 国有企業ガバナンスに対する中国指導部の認識と取り組み（内政、指導者論）

習近平・中国共産党総書記の政治認識、反腐敗・党改革・国有企業改革の主な動向

2012年に中国共産党総書記に就任して以来、習近平氏が、汚職撲滅と綱紀粛正の政治キャンペーンを強力に推進していることは、周知のとおりである。その対象は、党・政府機関だけでなく、多くの国有企業にも及ぶ。今日までに、全国の国有企業の総元締め機関である国務院国有資産監督管理委員会のトップをはじめ、自動車や石油関連など、世界的にも有名な国有企業の総経理を含む、高級幹部が次々に摘発された。

また、腐敗抑制の一環として、2013年以降、共産党は党員リクルート政策を見直し、毎年の入党希望者への審査の厳格化、新規入党者の総量規制を柱とする、大胆な量的抑制政策を開始した。この結果、今日まで、全体の新規入党者数は、相当程度制限された状態が続いている。民間企業などと比べると、これまで、多数の共産党員を輩出し、有力な党員予備軍としての機能を担ってきた国有企業も、大きな削減を免れていない。一例として、2014年の状況に関して、計113社の央企と、その系列組織がリクルートした新入党員は、合計9万7900人、2013年比で-17.9%（実数で2万900人）であった。政治・経済面で大きな影響力を持つ央企といえども、2割近くも削減されたことは、注目に値する。他方、そうしたいわば、属人的な指導を制限する代わりに、共産党指導部は、組織と制度を通じた国有企業への管理監督を強化している。2017年に開催された第19回中国共産党全国代表大会では、党規約の改正がなされ、党の規律検査委員会の権限の強化が図られた。2018年の憲法改正では、新たに、国務院（中央政府）や最高人民法院、最高人民検察院と同格の国家機関として、国家監察委員会が発足した。

国有企業に対する腐敗追及キャンペーンは、文字どおりの腐敗対策だけでなく、権力闘争の側面、さらには、巨大な利権集団である国有企業に改革のメスを入れること、すなわち、経済の構造改革を促進する意味合いがあると理解されている。ただし、総合的にみれば、権力闘争を通じた習近平指導部による権力集中が図られる一方、上述のように、市場経済メカニズムの深化を柱とする国有企業の相対化の改革は、十分に進んでいない。2015年以降はむしろ、民営企業の発展と並んで、組織再編を通じた規模の拡大と効率化、国際競争力の強化により、国有企業グループをさらに発展させていこうとする指導部の思惑が、次第に明らかになりつつある。以上のような腐敗追及への意志、経済における国有・民営双方の発展に代表される経済運営における均衡重視の考え方などは、トップリーダーである習近平氏が、長きにわたる地方指導者時代、とくに1980年代半ばから2000年代初頭にかけて培ってきた政治論と符合する。

主な研究資料

上記 に関連して入手した主な中国語資料（集）としては、以下のものなどがある。

- ・邵寧主編『国有企業改革実録（1998-2000）』経済科学出版社、2014年
- ・国務院国資委改革弁編『国企改革探索与实践』シリーズ（中央企業集団15例、150例上・下、100例上・下）中国経済出版社、2018年
- ・国務院国資委党委宣伝部編『中央企業学習貫徹党的十八大精神成果匯編』学習出版社、2013年
- ・国務院国資委党委宣伝部編『学習与实践：中央企業学習貫徹習近平総書記系列重要講話精神成果選編』学習出版社、2014年
- ・史正江総撰稿人『新時代国有企業党的建設十六講』中共中央党校出版社、2018年

(3) 「一帯一路」と中国経済・同国有企業に対する、ロシア及び中・東欧諸国での主な評価と論点（外交、対外経済関係）

ロシア：ロシア経済における中国の存在感はきわめて大きい。とくにB to C分野や通信、eコマースなどの特定業種での存在感は、刮目すべきものがある。ただし、全体的にみると、両国の経済協力は、限定的との評価が一般的である。エネルギー・資源分野での協力を除けば、総じて経済協力の進捗は遅い。一帯一路について、ロシア国内では、2015～2016年頃から、評価がいくぶん低下し、慎重な態度が目立つようになってきた。その理由は、ロシア国内での高速鉄道プロジェクトの遅延や、中国による「債務のワナ」への懸念などが挙げられる。表面的には、積極的な協力姿勢をとりつつも、内実は、意外に冷静な見方が主流といえる。

中国とロシアの関係に関連して、中央アジアにおける中国の政治・経済的影響力拡大についても、ロシアは、一定の懸念を抱いている。しかし、必ずしも不安感情ばかりではない。当該地域の経済発展による市場機会の拡大への期待とともに、中央アジア諸国の側にある、過度な対中依存を警戒する声をロシアは十分に認識している。換言すれば、対中バランスिंगのためのロシアへの傾斜姿勢を歓迎している。

ドイツ：一帯一路と中国経済・国有企業に対するドイツの見方は、日本と似ている。すなわち、支持協力の基本的立場を維持しつつも、法の支配や環境保護などの視点から、個別のプロジェクトベースで参加の是非を判断していくとの立場である。中国政府と中国国有企業に対するドイツの批判的見方の論点は、既存の国際ルール・規範・価値に対する中国側の軽視、《中国スタンダード》の強調とその国際的推進への警戒である。経済分野でも、中国の巨大な経済力そのものへの警戒よりも、国家資本主義の全体的なシステム、透明性と公平性を欠いた政府の意思決定と国有企業の行動様式、国際社会に通用している一般的な意味でのrule of lawの軽視、中国によるrule changer 的振る舞い、への批判が高まっている。とくに政府レベルでは、経済的メリットだけでなく、市場の公平性や法の支配といった基本的な価値や理念を重視する意見が根強い。

ポーランド：ロシアや後述のチェコと同じく、2015～2016年以降、ポーランドでも、自国経済の発展に対する中国の貢献への期待感が低下している。その背景には、中国からの投資がもたら、ポーランド企業の買収案件に限られているなど、両国の政治関係の交流が増えているにもかかわらず、結果としての経済関係の緊密化が、ポーランドにとっては、十分な経済的利益に結び付いていないことへのフラストレーションがある。くわえて、中国の国有企業による自国のインフラ建設に対して、ポーランド国内では、信頼感が低いことも一因に挙げられる。

チェコ：一帯一路について、チェコでは、同プロジェクトの直接の個別案件の計画は予定されていないが（2018年7月時点）、同国大統領を中心に、同構想に積極的に関与することで、対中経済関係の緊密化を図りたい姿勢をアピールしている。首脳往来のたびに発表される共同文書などには、中国の国有・民営企業による経済協力案件が盛り込まれてきたが、それらのプロジェクトはいまだ十分な展開をみしていない。チェコ経済界も、中国との経済関係の拡大を歓迎しているが、EU全体の対中政策を念頭に置いて、中国政府や中国国有企業との関係を管理していくことを重視している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

- (1) 鈴木隆、「習近平時代における中国共産党の黨員リクルート政策：労働者の疎外と労農同盟喪失の組織実態」、『国際問題』(日本国際問題研究所) 査読無し、第673号、2018年、15-28ページ
- (2) 鈴木隆、「〔資料紹介〕中国共産党第19回党大会「中国共産党規約」の新旧対照表」、『国際情勢』(世界政経調査会国際情勢研究所) 査読無し、第88号、2018年、47-67ページ

- (3)鈴木隆、「『六・四』天安門事件前後の習近平：『擺脫貧困』に見る地区党委員会書記時代の政治論」、『問題と研究』（台湾、国立政治大学国際関係研究センター）査読有り、第46巻第2号、2017年、55-85ページ
- (4)鈴木隆、「スタート地点の習近平：県党委書記時代の政治認識とリーダーシップ」、『国際情勢』（世界政経調査会国際情勢研究所）査読無し、第87号、2017年、45-62ページ
- (5)鈴木隆、「中共十八大以来中国大陸的政治体制改革、治理改革的経験と挑戦」、『展望與探索』（台湾、展望與探索雜誌社）査読有り、第15巻第1号、2017年、93-102ページ
- (6)鈴木隆、「はじまりの反腐敗：県党委委員会書記時代の習近平」、『東亜』（霞山会）査読無し、第593号、2016年、30-39ページ
- (7)鈴木隆、「中国・習近平政権の『法治』をめぐる認識と実践」、『国際情勢』（世界政経調査会国際情勢研究所）査読無し、第86号、2016年、133-140ページ

〔学会発表〕(計7件)

(1)学会

- 鈴木隆、「習近平時代における中国共産党の統一戦線政策」、日本国際政治学会、2018年
 鈴木隆、「『習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想』と改革開放転換の思想連関」、アジア政経学会、2018年
 鈴木隆、「習近平時代における中国共産党の党員リクルート政策」、アジア政経学会、2017年
 鈴木隆、「習近平政権の内政、外交、リーダーシップの特徴」、東海日中関係学会、2016年

(2)国際シンポジウム、研究ワークショップ

- 鈴木隆、「最近のロシア、中・東欧諸国における中国観、日本観」、法政大学研究ワークショップ（研究代表者、菱田雅晴・法政大学教授）2018年
 鈴木隆、「中国共産党と比較政党研究の交錯」、慶應義塾大学東アジア研究所現代中国研究センター国際シンポジウム『21世紀の政党政治と中国』、2016年
 鈴木隆、「中共18大以来中国的政治体制改革治理改革」、中国中央編訳局国際シンポジウム『2016年海外中国問題研究国際高端論壇：中国的發展前景と挑戦』、2016年

〔図書〕(計3件)

- (1)大西康雄編、アジア経済研究所、『習近平「新時代」の中国』、2019年、214ページ（執筆担当、第1章「政治構想、リーダーシップ、指導部人事の特徴」）
- (2)大西康雄編『習近平政権二期目の課題と展望』調査研究報告書、アジア経済研究所、2017年、25-48ページ（執筆担当、第2章「中国共産党による支配の制度化：党内法規を例として」）
- (3)菱田雅晴、鈴木隆、『超大国・中国のゆくえ3 共産党とガバナンス』、2016年、250ページ（執筆担当、第3章「政治認識の根本としての『中国の夢』」、第4章「民主化なきガバナンス改善」、第5章「ガバナンス改革と統治システムの再編」、第6章「ガバナンス改革をめぐる習近平のリーダーシップ」）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：
 番号：
 出願年：
 国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：
 番号：
 取得年：
 国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：なし

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：なし

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。